

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(新設)

				資料番号	42	担当課	健康増進課
法令名	児童福祉法施行規則	根拠条項	7-16	不利益処 分の種類	小児慢性特定疾病指定医の指 定の取消		
<p>○児童福祉法施行規則 第七条の十六 指定医が診断書の作成に関し著しく不当な行為を行つたときその他指定医として著しく不相当と認められるときは、都道府県知事は、その指定を取り消すことができる。</p>							